

平成30年12月14日  
道路局道路交通管理課

## ダブル連結トラックの本格導入等に関する 特殊車両通行許可基準の改正案のパブリックコメントを開始します ～フルトレーラ連結車等の長さに関する基準等の緩和について～

国土交通省では、トラック輸送の省人化を促進し、生産性向上を図るため、1台で通常の大型トラック2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の実験等を実施してまいりました。この実験により、省人化の効果、安全性等が確認されたことから、ダブル連結トラックの本格導入等を図るため、特殊車両通行許可基準の改正案について、本日より、パブリックコメントを実施します。

### 1. 改正案の概要

#### (1)ダブル連結トラックの本格導入に向けた車両長等の緩和(通達改正)

ダブル連結トラックを含むフルトレーラ連結車の車両長の限度を現行の21mから25mへ緩和するとともに、道路の構造を保全し交通の危険を防止する観点から、許可にあたって付す条件を規定します。

あわせて、ダブル連結トラックを含む特殊車両が、片側1車線の分離道路を円滑に通行できるよう車両の幅の基準を緩和します。



#### (2)自動車運搬用セミトレーラ連結車の車両長の基準の設定(通達改正)

積載効率を向上し、生産性向上を図る観点から、自動車運搬用セミトレーラ連結車が運搬する自動車を後方にはみ出して積載して通行する場合の車両長に関する基準を新たに設定します。

### 2. スケジュール

パブリックコメント期間 平成30年12月14日(金)～平成31年1月13日(日)  
改正・施行 平成31年1月下旬

### 3. 添付資料

- ・特殊車両通行許可基準の緩和について  
(ダブル連結トラック及び自動車運搬用セミトレーラ連結車の長さの基準等の緩和)
- ・参考資料

#### <問い合わせ先>

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 竹下、関谷

TEL:03-5253-8111(内線 37432、37436)直通 03-5253-8483 FAX:03-5253-1617

## 「特殊車両通行許可基準の緩和について（ダブル連結トラック及び自動車運搬用セミトレーラ連結車の長さの基準等の緩和）」に関する意見募集について

### 1. 意見募集対象

特殊車両通行許可基準の緩和について（ダブル連結トラック及び自動車運搬用セミトレーラ連結車の長さの基準等の緩和）」（別紙の事項）

### 2. 意見送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）サイトの場合

当該案件の意見提出フォームを利用

（e-Gov の URL）<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（2）電子メールの場合

電子メールアドレス：道路局道路交通管理課車両通行対策室

([hqt-tokusya-dk2018@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-tokusya-dk2018@gxb.mlit.go.jp))

電子メールでのご意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

※件名には「特殊車両通行許可基準の緩和について」と明記して下さい

（3）郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

道路局道路交通管理課車両通行対策室 パブリックコメント担当 あて

郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

（4）FAXの場合

ファクシミリ番号：03-5253-1617（道路局道路交通管理課）

ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

### 3. 意見募集期限

平成30年12月14日から平成31年1月13日まで（※必着）

### 4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性があります。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の対応はいたしかねますので、予めその旨ご了承ください。

## 意見提出様式例

件名	特殊車両通行許可基準の緩和について（ダブル連結トラック及び自動車運搬用セミトレーラ連結車の長さの基準等の緩和）
氏名	（フリガナ）
住所	
所属	（団体名） （部署名）
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	（ご意見）
	（理由）

## 特殊車両通行許可基準の緩和について (ダブル連結トラック及び自動車運搬用セミトレーラ連結車の長さの基準等の緩和)

### 1. 改正の背景

#### ①ダブル連結トラックの本格導入に向けた車両長等の基準の緩和

我が国の国内輸送の約9割をトラック輸送が支えています。深刻なドライバー不足が進行しています。このため、国土交通省では、トラック輸送の省人化を促進し、生産性向上を図るため、平成28年11月から、新東名高速道路を中心とするフィールドにおいて、1台で通常的大型トラック2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の実験を実施しました。この実験により、省人化の効果、走行の安全性等が確認されたことから、ダブル連結トラックの本格導入を図ることとします。

#### ②自動車運搬用セミトレーラ連結車の車両長に関する基準の設定

自動車の運搬にあたっての積載効率を向上し、生産性向上を図るためには、自動車運搬用セミトレーラ連結車が安全な範囲で後方にはみ出して積載することでより多くの自動車を運搬することが効果的です。国土交通省では、国土技術政策総合研究所の施設において実験を実施し、はみ出すことで車両長が長くなる車両についても、一定の条件下であれば交差点を安全に折進できることが確認されたことから、新たにこのような車両の通行を可能とします。

### 2. 改正の概要

#### ①ダブル連結トラックの本格導入のための車両長の緩和（通達改正）

ダブル連結トラックを含むフルトレーラ連結車の車両長の限度を現行の21mから25mへ緩和します。また、緩和の対象となる車両の要件（※1）を定めるとともに、道路の構造を保全し交通の危険を防止する観点から義務づける許可条件（※2）等を定めます。

- ※1
- ① 業務支援用 ETC2.0 車載器を装着し、登録を受けている車両
  - ② 新東名区間（海老名 JCT から豊田東 JCT の区間をいう。）を主たる通行経路とする車両等
- ※2
- ① アンチロックブレーキシステム、車両安定性制御システム、車線逸脱警報装置等の交通の危険防止のための装置を装備すること
  - ② 運転者が一定の業務経験等を有する者であること 等

あわせて、ダブル連結トラックを含む特殊車両が、片側1車線の分離道路を円滑に通行できるよう、誘導車の配置の通行条件などの車両の幅の基準を、非分離道路と同等まで緩和します。

(注) 分離道路とは、車線が往復の方向別に物理的に分離されている道路や白色の実線で分離されている道路

## ②自動車運搬用セミトレーラ連結車の車両長の基準の設定（通達改正）

これまでのコンテナ運搬用車両等を想定した車両長の基準（※1）に加え、自動車運搬用セミトレーラ連結車が運搬する自動車を後方にはみ出して積載して通行する場合の車両長の基準を新たに設定します（※）。

※1 被けん引車の後軸の旋回中心から車体の後面までの距離（いわゆるリアオーバーハング）が3.8mから4.2mまでの車両について、車両長18mを上限に許可。

※2 車体の長さが17.0m以下で、かつ、被けん引車の後軸の旋回中心から積載する自動車の後端までの長さが1.4m以上3.6m以下の車両であって、積載する貨物が車体の後方にはみだす長さが1.0m以下のものについても、車両長18mを上限に許可。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

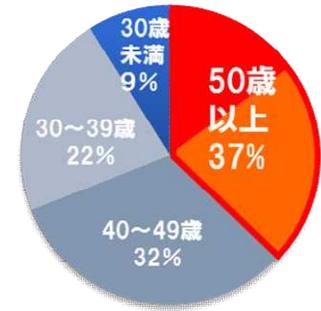
改正・施行 平成31年1月下旬

# ダブル連結トラックの概要

現状：トラック輸送は、深刻なドライバー不足が進行（約4割が50歳以上）



- 民間からの提案や将来の自動運転・隊列走行も見据え、特車許可基準を緩和し、**1台で通常の大型トラック2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の導入**を図り、トラック輸送の省人化を促進
- 実験状況を踏まえ、トラックの隊列走行についてインフラ面での事業環境の整備を検討



現在 通常の大型トラック



←----->  
約12m



今後 **ダブル連結トラック: 1台で2台分の輸送が可能**



←----->

特車許可基準の車両長を緩和  
(現行の21mから最大で25mへの緩和)



# ダブル連結トラックの本格導入にあたって

- 実験結果を踏まえ、安全な通行等の観点から**必要な条件を付した上で、特殊車両通行許可に関する長さの上限を21mから25mに緩和。**
- なお、当面、**実験で実施した区間を中心に許可**を行う。その他の区間については、需要を踏まえつつ、必要な実験を行う等、安全性等を検証のうえ拡大

## ①車両の長さの上限値の緩和(案)

項目	改正案	備考
車両の長さ(フルトレーラ)	一定の条件※を満たす場合に限り25m	(現行)21m

※ 新東名区間(海老名～豊田東)が概ね50%以上を占める経路であること

## ②通行に当たっての条件(案)

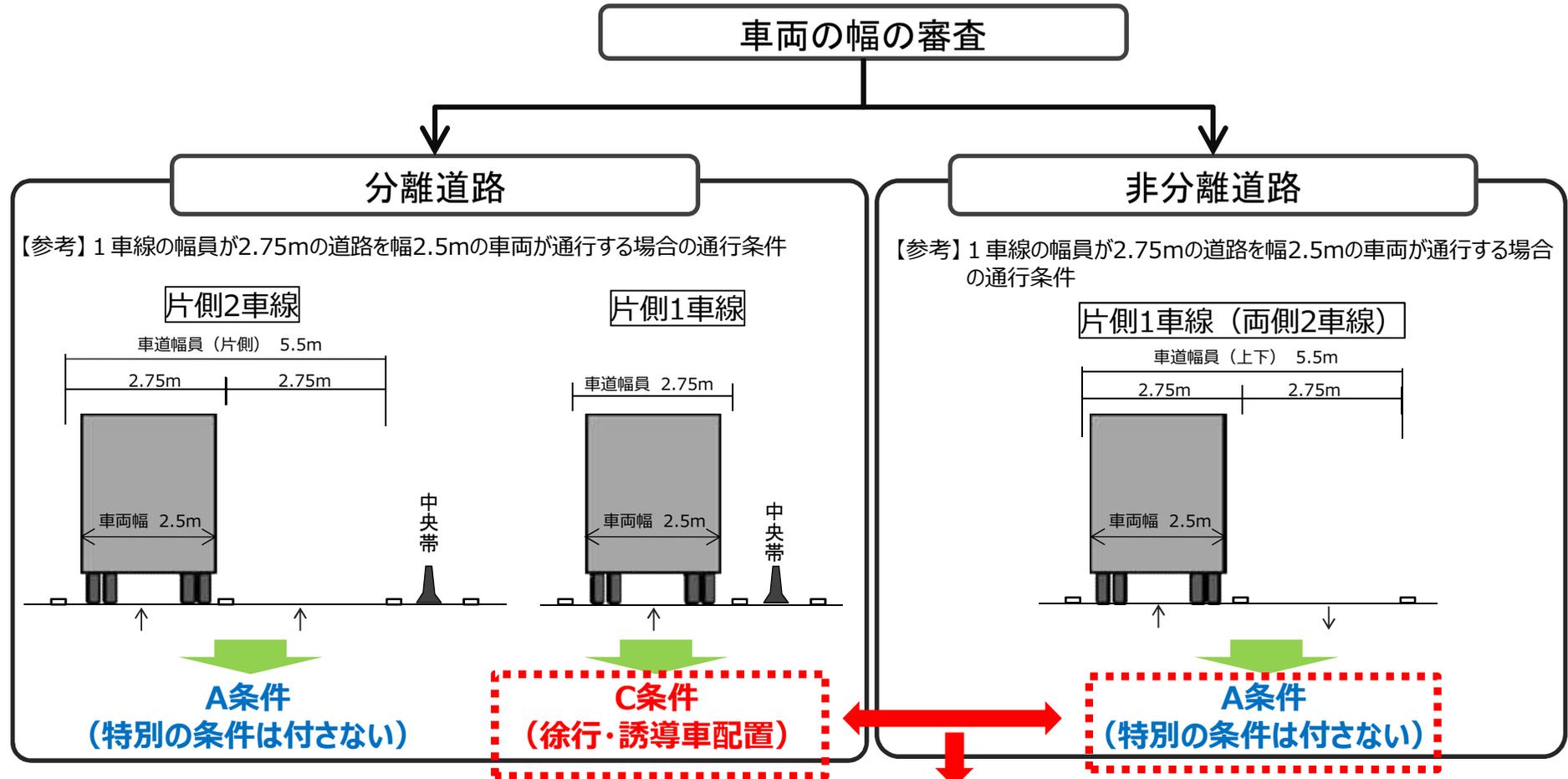
項目	改正案	備考
I 車両安全装備	車両安全技術に関する16装備※ ※OBWについて、当面、出発において計測した書類の携行も可とする。	実験結果を踏まえ、一部変更(※)
II 運転者	①大型自動車免許5年以上保有及び牽引免許5年以上保有 ②直近5年以上の大型自動車運転業務への従事 ③2時間以上の訓練の受講 または、優良な運転手(最低12時間の訓練かつ直近3年無事故・無違反)に限り、大型免許3年以上、牽引免許1年以上、大型自動車運転業務の直近3年以上従事	人材確保の観点から、優良な運転手を対象に免許保有期間等を縮小
III 積荷	危険物貨物、大規模タンクでの大量の液体、動物は不可	(実験と同様)
IV その他	①連行の禁止 ②故障時等における板状及び点灯式の両方の機材を用いた停止表示	実験結果を踏まえ、合流の円滑化等を目的に要件に追加

## ■事前協議の推奨

新たな車両の開発等に際しては、リスクを少なくするため、事前の協議(通行区間、通行車両等を確認)を推奨。

# 特殊車両通行許可における車両幅について

- 特殊車両通行許可にあたり、車両の幅について、分離帯の有無などの道路の構造等を踏まえ、通行の可否や通行にあたっての条件を審査。
- 片側1車線の分離道路の構造の場合、同じ車線幅員であっても、非分離道路と比べ厳しい通行条件としていたため、同等の条件で通行ができるよう変更



(参考: 通行条件(寸法))

A条件: 徐行等の特別の条件を付さない。 B条件: 徐行を条件とする。 C条件: 徐行及び当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。

# 自動車運搬用セミトレーラ連結車の車両長に関する基準の設定

- 積載物(自動車)をはみ出して運搬するなど自動車運搬用車両の特性を踏まえ、生産性の向上や働き方改革に資するよう、これまでのコンテナ運搬用車両等を想定した基準に加え、自動車運搬用車両を対象とする新たな基準を設定

## 現行の規定



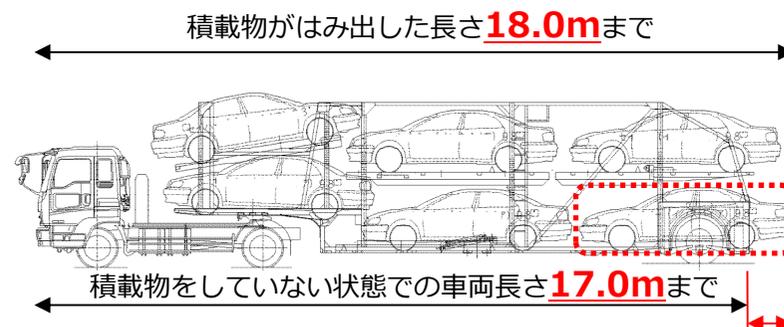
※リアオーバーハングとは  
(後軸の旋回中心から車両後端まで)

特例8車種のセミトレーラ連結車 17m  
被けん引車のリアオーバーハングが  
3.2mから3.8mまでの車両にあつては17.5m  
3.8mから4.2mまでの車両にあつては18m

※特例8車種

- ①バン型、②タンク型、③幌枠型、④コンテナ用
- ⑤自動車運搬用、⑥あおり型、⑦スタンション型、⑧船底型

## 【新設】自動車運搬用車両の規定(案)



はみ出し長さが  
1.0mまで

積載物をはみ出さない状態における車両長が17mで、  
積載物のはみ出し長さが1.0m以内の場合、

リアオーバーハング(積載物含む)が  
1.4mから3.6mまでの車両にあつては18m